

建築物の主要用途の区分記号表

「(1)居住専用建築物」の場合

| 主要用途の区分 | 記号 |
|-------------------------|----|
| 居住専用住宅（附属建築物を除く。） | 01 |
| 居住専用住宅附属建築物（物置，車庫等） | 02 |
| 寮，寄宿舎，合宿所（附属建築物を除く。） | 03 |
| 寮，寄宿舎，合宿所附属建築物（物置，車庫等） | 04 |
| 他に分類されない居住専用建築物（物置，車庫等） | 05 |

「(2)居住産業併用建築物」及び「(3)産業専用建築物」の場合

| 主要用途の区分 | 記号 |
|------------------|--|
| 農林水産業 | 農業，林業，漁業，水産養殖業 11 |
| 鉱業，採石業，砂利採取業，建設業 | 鉱業，採石業，砂利採取業 12 |
| | 建設業 13 |
| 製造業 | 食料品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業，繊維工業，木材・木製品製造業，家具・装備品製造業，パルプ・紙・紙加工品製造業，印刷・同関連業，プラスチック製品製造業（記号 15 から記号 18 までに該当するものを除く。），窯業・土石製品製造業 14 |
| | 化学工業，石油製品・石炭製品製造業 15 |
| | 鉄鋼業，非鉄金属製造業，金属製品製造業 16 |
| | はん用機械器具製造業，生産用機械器具製造業，業務用機械器具製造業，電子部品・デバイス・電子回路製造業，電気機械器具製造業，情報通信機械器具製造業，輸送用機械器具製造業 17 |
| | ゴム製品製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業，その他の製造業 18 |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 |
| | ガス業 20 |
| | 熱供給業 21 |
| | 水道業 22 |
| 情報通信業 | 通信業 23 |
| | 放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業 24 |
| | 映像・音声・文字情報製作業（新聞業及び出版業を除く。） 25 |
| | 映像・音声・文字情報製作業（新聞業及び出版業に限る。） 26 |
| 運輸業 | 鉄道業，道路旅客運送業，道路貨物運送業，水運業，航空運輸業，倉庫業，運輸に附帯するサービス業 27 |
| 卸売業，小売業 | 卸売業，小売業 28 |
| 金融業，保険業 | 金融業，保険業 29 |
| 不動産業 | 不動産取引業，不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く。） 30 |
| | 不動産賃貸業・管理業（駐車場業に限る。） 31 |
| 宿泊業，飲食サービス業 | 宿泊業 32 |
| | 飲食店，持ち帰り・配達飲食サービス 33 |
| 教育，学習支援業 | 学校教育 34 |
| | その他の教育及び学習支援業（社会教育に限る。） 35 |
| | その他の教育及び学習支援業（学習塾及び教養・技能教授業に限る。） 36 |
| | その他の教育及び学習支援業（記号 35 及び記号 36 に該当するものを除く。） 37 |
| 医療，福祉 | 医療業，保健衛生 38 |
| | 社会保険・社会福祉・介護事業 39 |
| その他のサービス業 | 郵便業（信書便事業を含む。），郵便局 40 |
| | 学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体 41 |
| | その他の生活関連サービス業（旅行業に限る。） 42 |

| | | |
|------------|---|----|
| | 娯楽業 | 43 |
| | 宗教 | 44 |
| | 物品賃貸業，専門サービス業，広告業，技術サービス業，洗濯・理容・美容・浴場業，その他の生活関連サービス業（旅行業を除く。），協同組合，サービス業（他に分類されないもの）（記号 41 及び記号 44 に該当するものを除く。） | 45 |
| 国家公務，地方公務 | 国家公務，地方公務 | 46 |
| 他に分類されないもの | 他に分類されないもの | 99 |